

議案第56号

鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第5条関係）

1 鹿児島県立図書館

区 分		使 用 料			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午前9時から 午後5時まで
大研 修室	冷暖房設備を使用 しない場合	5,650円	7,490円	3,810円	13,140円
	冷暖房設備を使用 する場合	7,390円	9,780円	5,000円	17,170円
第1 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	2,060円	2,720円	1,410円	4,780円
	冷暖房設備を使用 する場合	2,720円	3,580円	1,840円	6,300円
第2 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	1,080円	1,410円	760円	2,490円
	冷暖房設備を使用 する場合	1,410円	1,840円	1,080円	3,250円
第3 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	3,810円	5,000円	2,490円	8,810円
	冷暖房設備を使用 する場合	5,000円	6,520円	3,260円	11,520円

備考 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 鹿児島県立奄美図書館

区 分		使 用 料			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午前9時から 午後5時まで
第1	冷暖房設備を使用				

研修 室	しない場合	3,740円	4,990円	3,520円	8,730円
	冷暖房設備を使用 する場合	4,760円	6,350円	4,650円	11,110円
第2 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	1,930円	2,500円	1,810円	4,430円
	冷暖房設備を使用 する場合	2,380円	3,180円	2,380円	5,560円
第3 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	1,930円	2,500円	1,810円	4,430円
	冷暖房設備を使用 する場合	2,380円	3,180円	2,380円	5,560円

備考 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

鹿児島県立図書館及び鹿児島県立奄美図書館の研修室の使用料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。